

「野洲川および甲賀・湖南圏域の取組方針」に基づく平成30年度の取組内容

資料 3

(●：モデル市としての取組 ○：モデル市の取組状況や国・県の支援等を受けて実施する取組)

課題	取組番号	取組内容	草津市	守山市	栗東市	野洲市	湖南市	近江八幡市	甲賀市
----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----

①逃げ遅れをなくすための避難行動、長期的な避難のための取組

■避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成・活用等

C	1	広域的な連携に資するタイムラインへの見直し	●	●	●	●	●	○	○
---	---	-----------------------	---	---	---	---	---	---	---

■ハザードマップの作成・周知等

D	8	想定最大規模の洪水浸水想定区域を考慮したハザードマップの更新（避難経路の追加等）および周知	●	●	●	●	●		
E	9	長期間に及ぶ浸水継続地域、野洲川上流や日野川等の氾濫も想定した広域的な避難計画の作成	●	●	●	●	●	○	○
G	11	逃げ遅れをなくすため、高齢者及び避難行動要支援者の避難計画の作成	○	○	●	○	○	○	●
G	13	避難誘導マニュアルの作成	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続

■防災に関する啓発活動、水害（防災）教育の拡充

H	14	防災に関する補助教材を活用した小中学校と連携した防災に関する出前講座の取組み	継続	継続	継続	継続	継続		○
H	15	水災害に対する防災教育に関する指導計画の作成支援および協議会の関連市における全ての学校への共有	○	○	○	○	○	○	○
H	16	小学生等を中心とした避難経路の安全利用点検	継続	継続	継続	継続	継続		○
H	17	「我が家の避難カード」の作成	継続	継続	継続	継続	継続		○

■避難行動のための情報発信等

F	21	避難情報を各世帯へ確実に届けるため防災行政無線等の普及（無線のデジタル化等）	継続	継続	継続	継続	継続		継続
F	22	避難情報を対象者へ確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスやSNSの活用等	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
F	24	道路付帯施設（照明柱等）への避難誘導表示の整備	継続	継続	継続	継続	継続		継続

□：協議会全体の取組 □：国または県と協働した取組

(● : モデル市としての取組 ○ : モデル市の取組状況や国・県の支援等を受けて実施する取組)

課題	取組番号	取組内容	草津市	守山市	栗東市	野洲市	湖南市	近江八幡市	甲賀市
----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----

② 確実な避難時間の確保、浸水被害軽減のための水防活動の取組

■ 水防体制の強化

I	28	水防団員や消防団員の募集の強化	継続	継続	継続	継続	継続	継続	継続
I	29	自主防災組織の活用、強化（組織の育成や立上げサポート等）	継続	継続	継続	継続	●	継続	●
I	30	水防技術に関する勉強会の実施	継続	継続	継続	継続	継続		
I	31	ロールプレイング方式による情報伝達訓練の実施による連絡体制の強化・確認（タイムラインの活用）	継続	継続	継続	継続	継続		○
J	32	市を越えた水防訓練の検討（広域避難計画の作成後に訓練を実施予定）		●		●		継続	
J	33	防災組織の連絡が迅速かつ円滑に行える MCA 無線の整備	継続	継続	継続	継続	-		

■ 水防活動支援のための情報公開、情報共有

K	34	重要水防箇所の情報共有と関係市による共同点検（国管理区間）	継続	継続	継続	継続	継続		
K	35	重要水防箇所について 5 ヶ年点検計画を作成し、河川管理者と関係市により共同点検（県管理区間）	○	○	○	○	○		○
K	36	水防資機材について、河川管理者、水防活動に関わる関係者が共同して点検を実施							○

■ 市庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進

L	46	危険性の高い中小河川における避難判断の目安の検討	●						
---	----	--------------------------	---	--	--	--	--	--	--

③ 生活再建、社会経済活動を一刻も早く回復させるための復旧活動の取組

■ 排水活動及び施設運用に関する取組

M	49	基地被災時を想定した衛星通信車や対策本部車を利用した訓練の実施	●	●	●	●			
M	51	浸水が 4 週間以上に及ぶ湖岸地域の早期復旧に資する資機材の広域的な輸送計画の作成	○	○	○	○	○		
M	52	広域的に資材を運用するための調整の実施	○	○	○	○	○		

□ : 協議会全体の取組 □ : 国または県と協働した取組

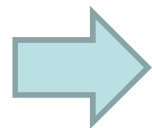
水防法の改正について (要配慮者利用施設の避難体制の強化)

水防法の改正により、要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「訓練」が義務化されました。

- ・水防法及び土砂災害防止法の改正（H29.6）により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されました。
- ・計画を作成しない場合には、市町村長からの指示、それに従わない場合にはその旨が公表されます。

国・都道府県

河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を**洪水浸水想定区域**として指定 水防法第14条



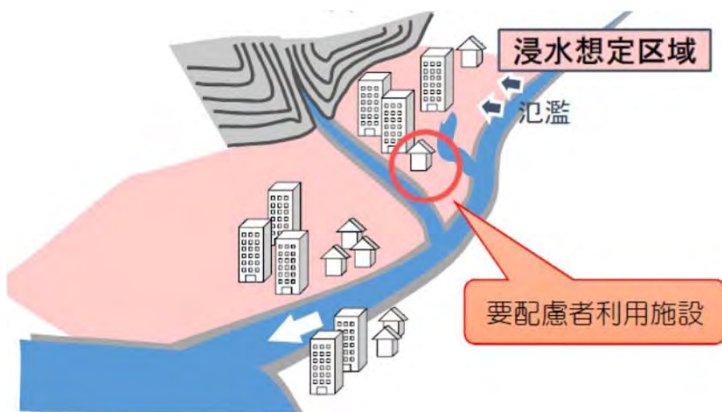
市

地域防災計画に、浸水想定区域内の**要配慮者利用施設**※及び当該施設への**洪水予報等の伝達方法**を記載 水防法第15条



要配慮者利用施設※の管理者等

避難確保計画の作成、訓練の実施
(義務) 水防法第15条の3
自衛防災組織の設置 **(努力義務)**



例えば

- | | |
|--|---|
| <p>(社会福祉施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 ・身体障害者社会参加支援施設 ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 ・保護施設 ・児童福祉施設 ・障害児通所支援事業の用に供する施設 ・児童自立生活援助事業の用に供する施設 ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・子育て短期支援事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設 ・児童相談所 ・母子・父子福祉施設 ・母子健康包括支援センター 等 | <p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・高等専門学校 ・専修学校（高等課程を置くもの） 等 |
| <p>(医療施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院 ・診療所 ・助産所 等 | |

※**要配慮者利用施設**
：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設で、**市町村防災計画にその名称・所在が定められた施設**

適切な避難確保対策の作成に向けて

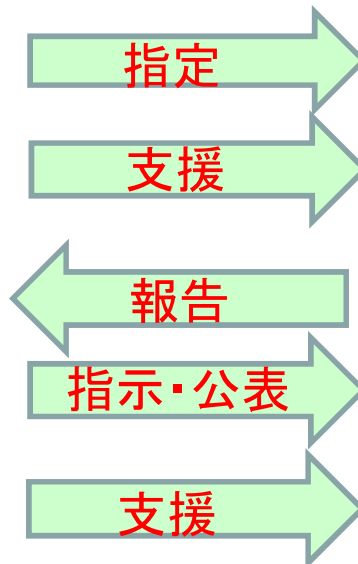
各市にお願いしたいこと・ご理解いただきたいこと

- 浸水想定区域内にあり利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な**要配慮者利用施設**を適切に指定すること
- 指定された施設については、地域防災計画の改定にあわせ、**当該施設への洪水予報等の伝達方法及び指定の必要性を定期的に確認**すること
- なお、浸水想定区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜に**施設の指定の見直しを検討**すること。また、要配慮者利用施設への洪水予報等の情報伝達訓練を実施することが望ましいこと

市

要配慮者利用施設の管理者

- ◆ 要配慮者利用施設の指定
- ◆ 避難確保計画の作成の支援
- ◆ 避難確保計画の作成の確認
- ◆ 避難訓練の実施の支援



- ◆ 避難確保計画の作成
- ◆ 避難訓練の実施



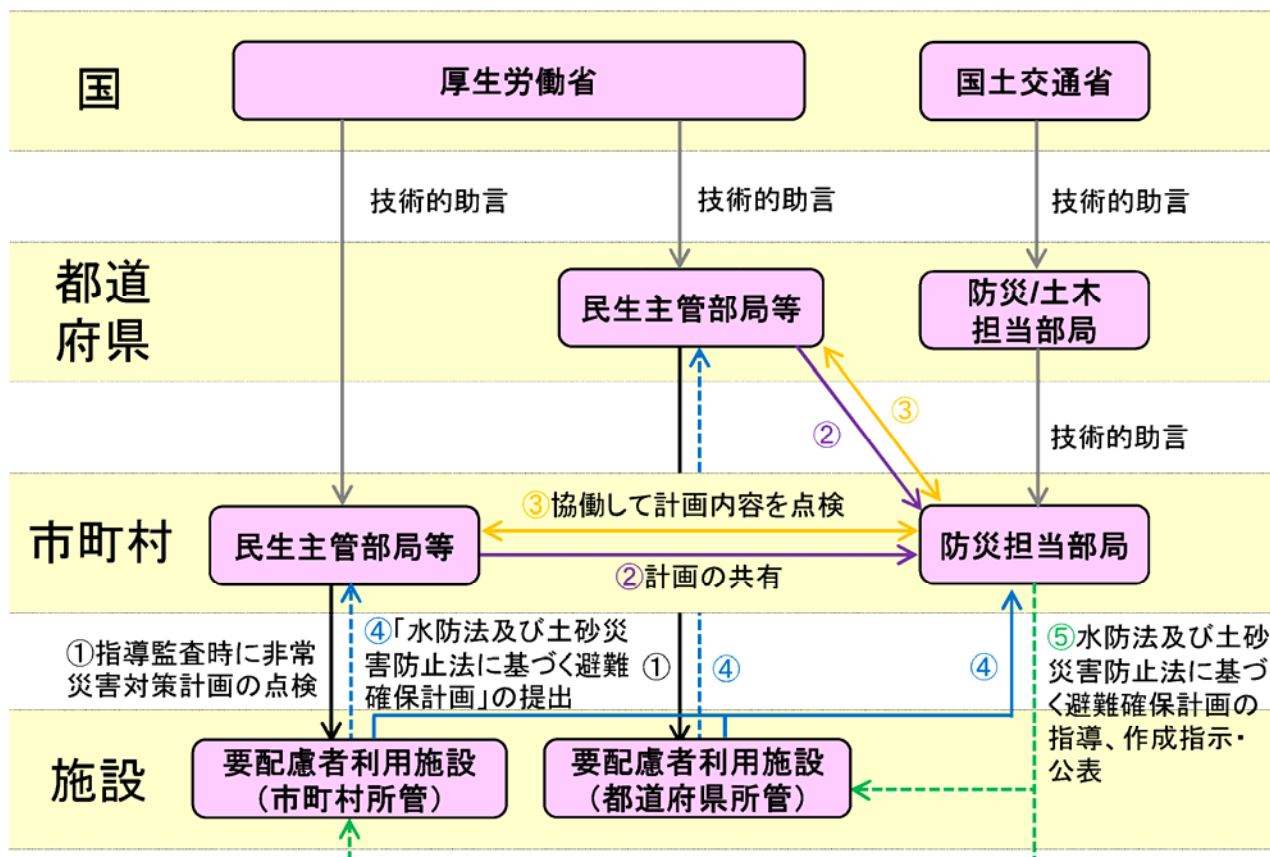
簡易な入力

計画ひな形

避難確保計画の作成にあたっては各種手引き・ツールが整備済み

避難確保計画の確実な点検について

- 計画の点検に際しては、各施設を所管する都道府県又は市町村が**関係部局と連携して行い、計画内容も共有**
- 計画を点検する際の、チェックリストとチェックにおける留意点をまとめた**マニュアルを作成**



計画点検の流れ

避難計画チェックリスト

チェック対象施設名	チェック担当者名	
計画の項目	チェック項目	チェック欄
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達 <small>(水防法施行規則 16 条一) 洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 一) 土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項</small>	施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか 避難準備・高齢者等避難開始の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか 避難準備・高齢者等避難開始等の発令が無い場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されているか	
(イ) 避難誘導 <small>(水防法施行規則 16 条二) 洪水時の避難の誘導に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 二) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項</small>	避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか 避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に設定されているか 必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されているか	
(ウ) 施設整備 <small>(水防法施行規則 16 条三) 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項</small>	洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための設備が記載されているか 夜間に避難を行うことが想定される場合、そのために必要な設備が記載されているか 屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか	
(エ) 教育・訓練 <small>(水防法施行規則 16 条四) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 四) 土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項</small>	適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか	
(オ) 自衛水防組織（設置した場合のみ） <small>(水防法施行規則 16 条五) 自衛水防組織の業務に関する事項</small>	自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか	

点検マニュアル

- 民生主管部局が施設の運営等に関する事項について、防災主管部局が避難先等に関する事項について下記の例のように分担して点検する等により、**効果的・効率的に計画の点検を進める**ことが望ましい。

点検の際の役割分担のイメージ

計画に記載される事項	民生主管部局	防災主管部局
(ア) 防災体制、 情報の収集・伝達	○(施設内の体制)	○(防災情報)
(イ) 避難誘導	○(利用者の誘導方法)	○(避難先、避難路)
(ウ) 施設整備	○	
(エ) 教育・訓練		○
(オ) 自衛水防組織	○(組織)	○(業務内容)

要配慮者利用施設における
避難確保計画、訓練について
滋賀県の取組

これまでの取組など

- 平成28年度
 - ・ 洪水時等に適切な避難行動がとれるよう、要配慮者利用施設の管理者に対し、水害・土砂災害への備えに関する説明会を開催
- 平成29年度
 - ・ 施設の浸水等リスク一覧（リスク抽出マップ）を市町へ提供
 - ・ 要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（案）【水害・土砂災害編】（滋賀県版）を作成
 - ・ 地域防災計画への位置づけに関する情報を提供、マニュアルに関する勉強会を実施

水害・土砂災害への備えに関する要配慮者利用施設管理者向け説明会の実施

平成28年8月の台風第10号による災害を踏まえ、滋賀県防災危機管理局・健康医療福祉部・土木交通部は、国土交通省と連携し、県内の要配慮者利用施設の管理者を対象に、水害・土砂災害時の避難にかかる防災情報等に関して理解を深めていただくための説明会を開催した。

■ 説明内容

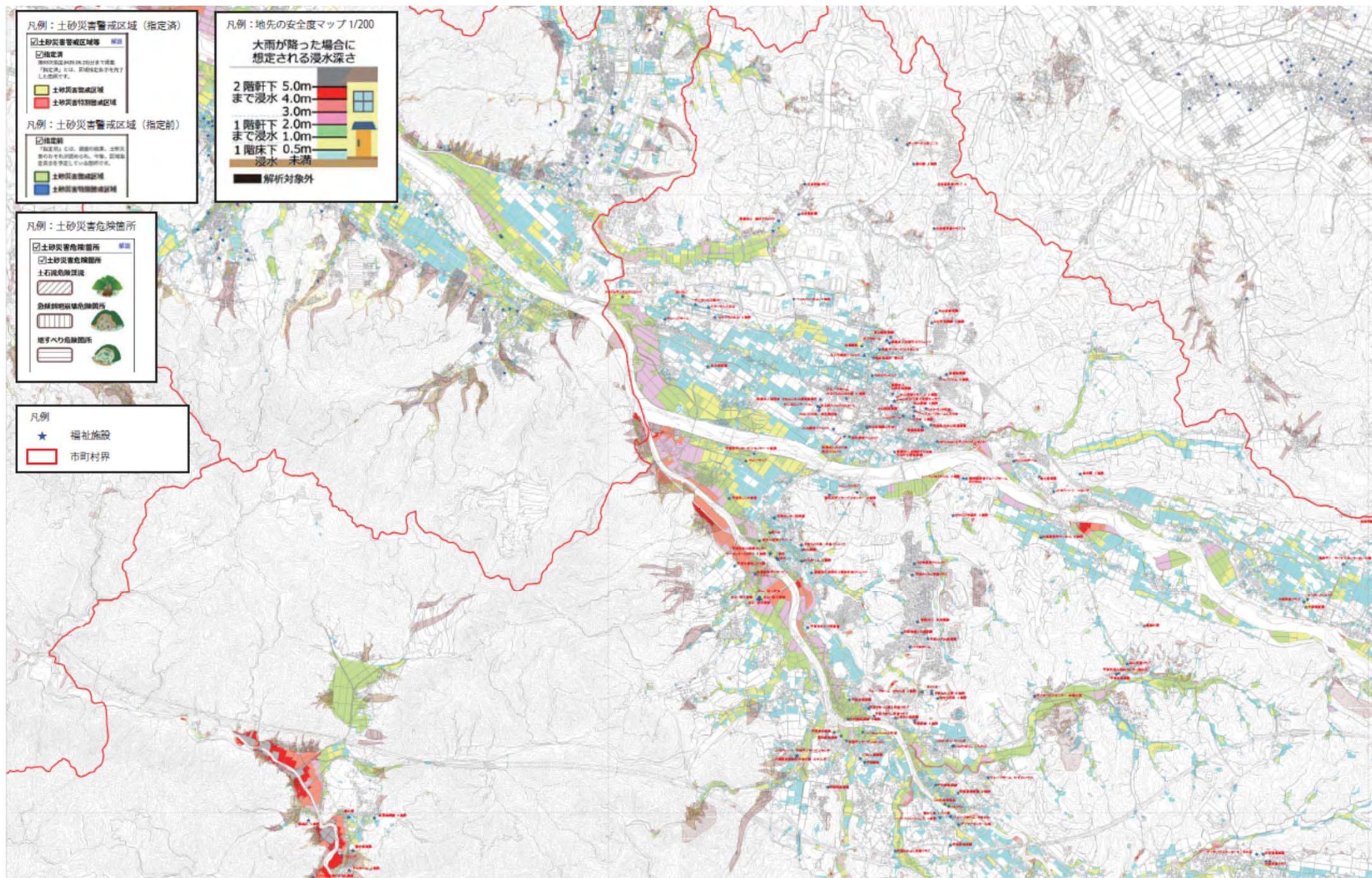
- (1) 水害・土砂災害に備えて〔国土交通省 近畿地方整備局〕
- (2) 社会福祉施設等における利用者の安全確保および非常災害時の体制整備の強化・徹底について〔滋賀県 健康医療福祉部〕
- (3) 防災気象情報の活用について〔気象庁 彦根地方気象台〕
- (4) 防災情報等の提供について〔国土交通省 近畿地方整備局、滋賀県 土木交通部〕

■ 開催記録

圏域	開催日時	場所	出席施設数	案内送付施設数
高島	H28.12.19	高島市観光物産プラザ	64	136
湖北	H29.1.27	長浜市浅井文化ホール	116	292
湖東	H29.2.9	ひこね燦パレス	82	329
大津	H29.2.17	大津市生涯学習センター	155	588
東近江	H29.3.1	東近江市あかね文化ホール	85	483
甲賀	H29.3.7	甲賀市甲南情報交流センター	60	304
南部	H29.3.15	守山市民ホール小ホール	304	590



施設の浸水等リスク一覧（リスク抽出マップ）を市町へ提供



要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（案）

【水害・土砂災害編】（滋賀県版）を作成

要配慮者利用施設に係る
避難確保計画作成の手引き（案）
【水害・土砂災害編】
（滋賀県版）

平成30年1月

滋賀県

(H30.1.15時点)

—目次—

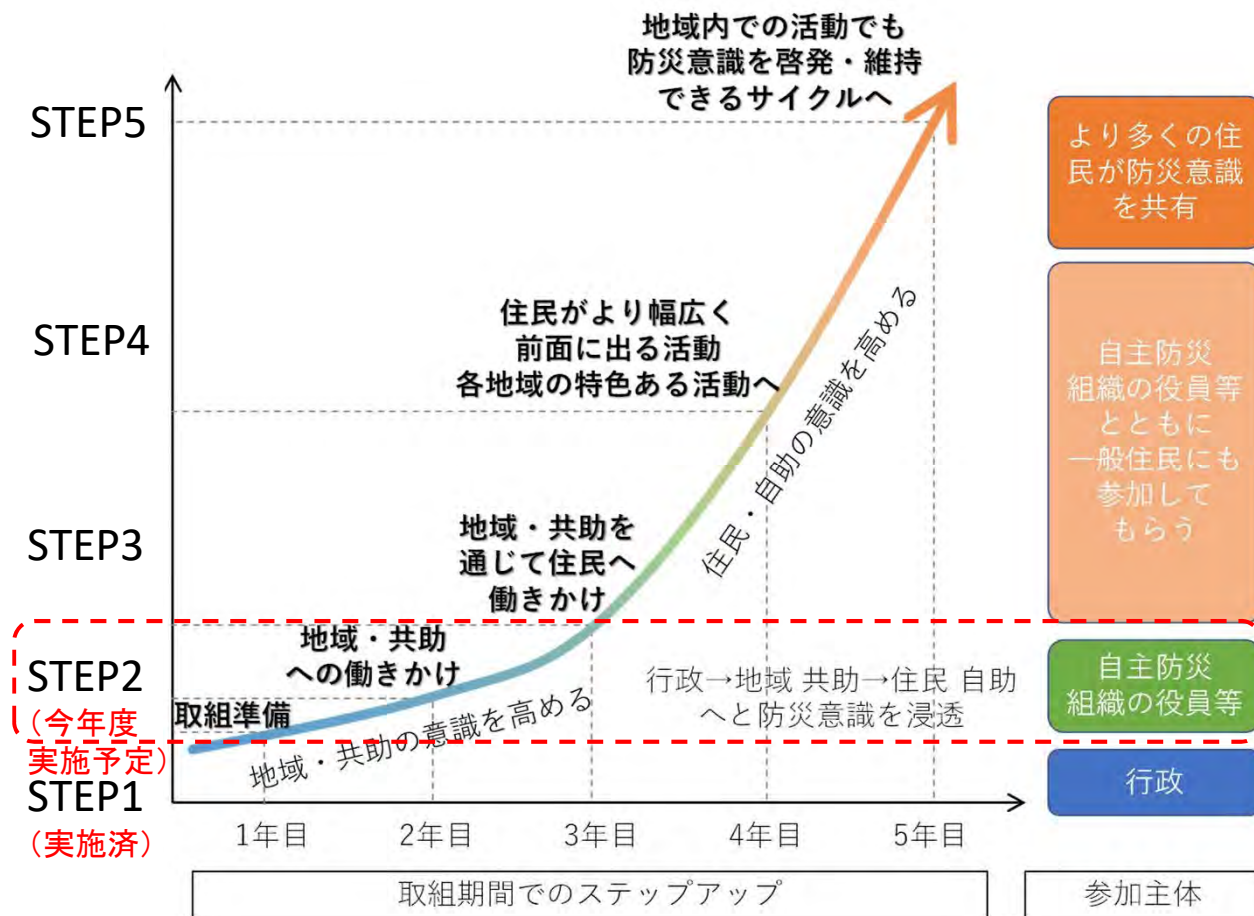
1.	はじめに.....	1
1.1.	本手引きの目的.....	1
1.2.	法律的な背景.....	1
2.	施設管理者の役割.....	4
2.1.	避難確保計画の作成.....	4
2.2.	市町長への報告.....	5
2.3.	避難訓練の実施.....	5
3.	避難確保計画の提出様式について.....	6
3.1.	市町長に提出する様式.....	6
3.2.	各施設で適切に管理する様式（提出不要）.....	7
3.3.	避難確保計画作成の流れ.....	7
4.	避難確保計画への記載事項.....	9
4.1.	計画の目的、報告、適用範囲【様式1】.....	9
4.2.	施設周辺の避難経路図【別紙1】.....	10
4.3.	防災体制【様式2】.....	23
4.3.1.	防災体制の記載例.....	23
4.3.2.	洪水時の体制確立の判断時期.....	24
4.3.3.	土砂災害時の体制確立の判断時期.....	38
4.3.4.	気象注意報・警報に関する基準について.....	42
4.3.5.	タイムラインの活用.....	43
4.3.6.	避難用語の解説.....	45
4.4.	情報収集・伝達.....	46
4.4.1.	情報収集・伝達【様式3】.....	46
4.4.2.	緊急連絡先の整理【様式8】～【様式10】.....	48
4.5.	避難誘導.....	51
4.5.1.	避難誘導【様式4】.....	51
4.5.2.	対応別避難誘導方法一覧表【様式11】.....	53
4.5.3.	防災体制一覧表【様式12】.....	55
4.6.	避難の確保を図るための施設の整備、防災教育および訓練の実施.....	56
4.6.1.	避難の確保を図るための施設の整備、防災教育および訓練の実施【様式5】.....	56
4.6.2.	防災教育および訓練の年間計画【様式7】.....	58
4.7.	自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）【様式6、他】.....	60

地域住民と連携した自転車による現地調査～水害リスクの意識を高める～

- 取組方針において、「地域住民と連携したサイクリングや、まちあるきによる避難経路・河川周辺の現地調査」を協議会全体の取組項目として設定。
- STEP1(取組準備)として、関係機関職員により、平成29年3月14日にキックオフとしての現地調査を実施し、10月18日に管理用通路、サイクリングロードの点検を行うとともに、意見交換を実施。
- 平成30年度は、STEP2(地域・共助への働きかけ)として、自主防災組織の役員の方を対象に現地調査を予定。

平成30年度の実施要綱案

項目	内容(案)
参加対象	自主防災組織役員
参加人数	10～20名程度
想定時間	2時間程度



取組のステップアップのイメージ図



平成29年3月14日実施

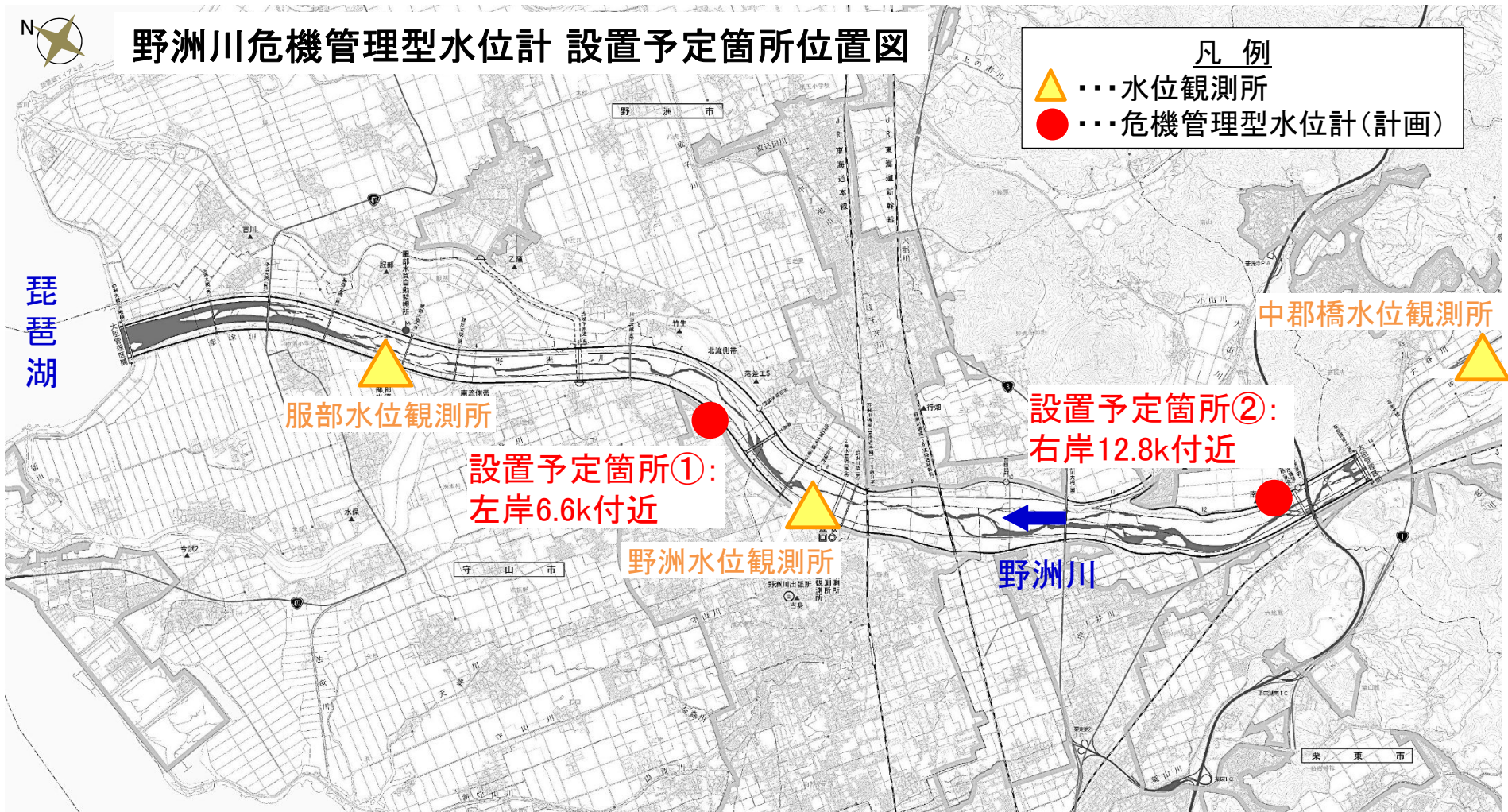


平成29年10月18日実施

自転車での調査状況

野洲川(国管理区間)における危機管理型水位計の配置計画

- 野洲川(国管理区間)においては、2箇所(左岸6.6k付近、右岸12.8k付近)に危機管理型水位計を配置予定
- 平成30年度に、設置方法等の詳細設計を実施の上、設置予定

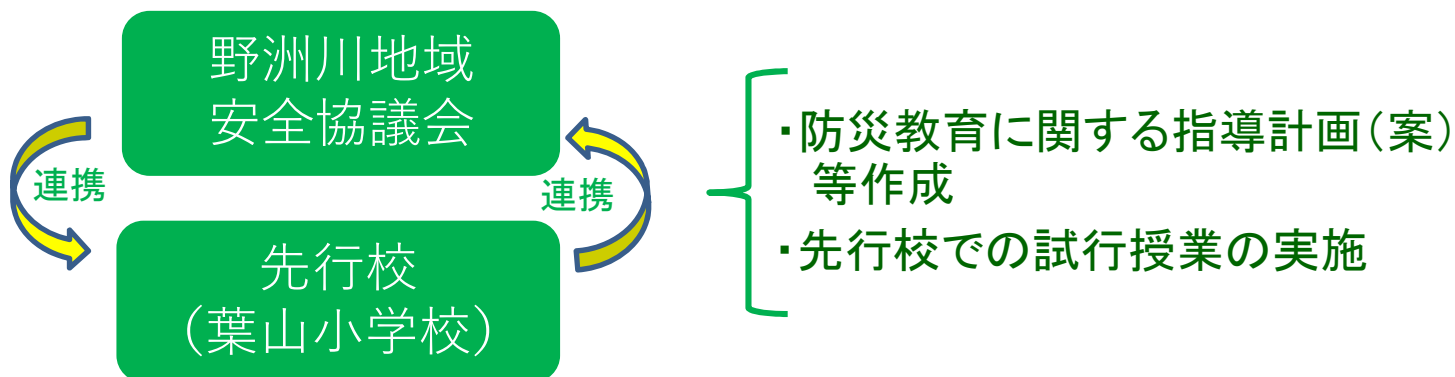


防災教育の促進について

野洲川地域安全懇談会において、防災教育の先行校の候補を募集

防災教育の先行校 : 栗東市立 葉山小学校

野洲川地域安全協議会と先行校で連携し、指導計画等を作成



作成した指導計画等は協議会に関連する市の全ての学校へ共有

改訂された新学習指導要領に基づく防災教育として各学校にて授業を実施